議　案　第　１９　号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和５年２月２０日提出

摂津市長　森　山　一　正

提案理由

教育委員会委員及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬の額を改定するとともに、認知症初期集中支援チームサポート医の報酬の額を定めるため、本条例を制定するものである。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

別表教育委員会委員の項及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の項中「１３３，０００円」を「１４４，０００円」に改め、同表教育相談専門員の項の次に次のように加える。

認知症初期集中支援チームサポート医	予算の範囲内で市長が定める額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（摂津市消防団条例の一部改正）

２　摂津市消防団条例（平成２０年摂津市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１５条中「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を「摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に改める。